

巻頭言

知的財産研究所会長・東京大学名誉教授 中山 信弘

今や、アメリカ・EU と並んで、中国と日本は世界の知的財産大国・特許大国として重要な地位を占めている。このような国際情勢の中で、知的財産の世界において重要な地位を占めている中国と日本が共同して研究を進めるということは、単に相互理解を深めるというだけではなく、世界の知的財産法学に与える影響という意味において極めて重要なことであると考えている。遺憾なことに、このような重要な時期に、日中の政府レベルでの満足ゆく交流はできていないが、それであるからこそ我々民間の研究者による共同研究の意義は大きい。

現在、日中だけではなく、世界の知的財産制度は大きな曲がり角にきていると言える。デジタル技術が発展したことによる著作権制度の有する意味の変化、特許権の数の爆発的增加による特許の数の問題、更には先進国と途上国との摩擦問題等々、解決しなければならない難問は山積している。それに知的財産の重要性が増してくると、各国においても知的財産戦略が重要な国策になってくる。それであるが故に、日中両国において、知的財産に関する政策についての意見交換をすることの意味は大きいと考えるので、可能な限り、両国の共同研究を深めて行きたいと思う。

知的財産法の研究方法は、世界的にも新しい潮流が見られる。従来は条文の解釈こそが知的財産法研究の中心であったが、今日では、それにプラスして、新たな方法論が出現している。例えば、哲学的なアプローチ、あるいはミクロ経済学を応用したアメリカ的なロー・アンド・エコノミックスのようなアプローチ、更には心理学や行動経済学を用いたアプローチ等々が考えられる。

そして近年、情報の独占による弊害、環境保護、生命倫理、開発、人権、社会的正義といった様々な公共政策上の多元的価値（公共善）が知的財産法と抵触する事案が数多く生じている。このような公共政策上の多元的価値を知的財産制度とどのように調和させて行くべきか、それらを知的財産法の中に取り込むか、あるいは知的財産制度の枠外に位置づけつつ知的財産制度と調和を図るのか、という議論も必要となってくるであろう。

一例を挙げれば、生物多様性に関する国際交渉において、発明に使用された遺伝資源の入手先（資源提供国）を開示することを出願人の義務とせよとの提案が出されているが、この提案を「国内産業の発達」を目的とする現行特許制度の枠内で整合的に受容することは一般に難しいと考えられている。しかし途上国の要望を無視することもできない状況にある。このような問題をいかに考え、先進国と途上国との調和を図って行くべきか、という問題もある。細かい問題になるが、人のクローニングや受精卵の商業的利用など、公序

良俗 (ordure public or morality) または生命倫理 (bioethics) に反する発明と特許付与との関係がある。公序良俗に反する発明に特許を与えるべきではないという点において、おおむね世界の共通理解となっているようであるが、公序良俗に反する発明とは具体的にどの範囲のものか、そもそも国家が公序良俗に反する発明に特許を与えないのはなぜかといった基本的な問題となると、必ずしも一に帰するところはない。このような問題は、各国の慣習、宗教等の歴史的問題とも深く関係し、なかなか国際的調和は難しいが、研究を重ねて行く必要はあろう。

著作権法は、ある意味では他人の表現の自由を規制する法であり、アメリカでは当然のこととして、著作権法と憲法はセットで考えられているが、これからは我々も、著作権と憲法、すなわち著作権と人権の問題も考察しなければならないであろう。特に現在では、Google 等の巨大なプラットフォームが世界的に寡占化の傾向にあり、この流れはますます進むと考えられるが、我々はこれらの「知の独占」に如何に立ち向かえばよいのか、という極めて重要な問題もある。「知の独占」問題は、必ずしも知的財産法独自の問題ではないが、今後世界中で重要な問題として認識されると思う。これらの新たな問題として浮上しつつある公共善と特許との抵触問題について、総合的かつ法学的アプローチに基づいて取り組むことが必要となろう。

日本では、2003 年に、総理大臣主導で「知的財産戦略本部」を創設し、そこで国の基本的な知的財産戦略を作成したが、その大きな成果の一つが知的財産高等裁判所の設立である。諸外国には、知的財産訴訟を専門的ないし集中的に取り扱う裁判所を設けている国は少ない。知財高裁は、そのモデルになったと言われているアメリカの CAFC (連邦巡回控訴裁判所) などとは異なり、審決取消訴訟と著作権等の事件も含む知的財産侵害訴訟の控訴審を一括して取り扱う、諸外国に類例を見ない包括的な管轄を有する専門裁判所として海外からも注目されており、日本としても、この知的財産高等裁判所については情報発信して行く必要があると考えている。

日本の知財戦略も未だ完成しているとは言いがたいし、また世界の知的財産の世界は極めて流動的である。日本としても、世界中の情報を吸収してゆかねばならないと考えているし、また日本からの発信もしなければならないと考えており、中国も同じような状況にあると思う。その意味で、この日中研究者会議は大きな意味があるものと思う。